

令和 8 年度大野市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

大野市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表します。

1 調達方針策定の目的

障がいのある方が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要であり、障がいのある方のより一層の雇用の促進が社会的な責務となっています。

しかしながら、障がいの程度や特性により一般就労が難しい方も多く、福祉的就労に携わる障がいのある方々がその対価として得る工賃は低額であり、障害基礎年金と合わせた収入でも自立した生活を送ることが難しい状況にあります。

このため、障害者就労施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することにより、障がいのある方の工賃水準の向上を図ることが必要であり、このような観点から、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定します。

2 調達方針の策定

調達方針の策定に当たっては、障害者優先調達推進法第 9 条第 1 項の規定に基づき、毎年度、物品及び役務の調達に関し、当該年度の予算及び事務・事業の予定等を勘案して策定します。

3 調達方針の推進

障害者就労施設等への発注に関しては、市内の障害者就労施設等が提供することが可能な物品等の調達を推進することとし、庁内各部署へ情報提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めます。

4 令和 8 年度の調達目標

令和 8 年度に本市が調達の推進を図る物品等及び調達目標は別表のとおりとします。

5 調達の実施

障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、大野市契約規則（平成 9 年規則第 8 号）第 2 6 条に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者就労施設等と随意契約（地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号）により契約を締結するものとします。

6 障害者就労施設等に対する情報提供

調達する物品等及び調達目標については、市ホームページ等を通じて、障害者就労施設等に情報を提供します。

7 調達実績の取りまとめと公表

調達実績については、障害者優先調達推進法第 9 条第 5 項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等を通じて公表します。

8 調達方針の担当窓口

この調達方針の担当窓口は、健幸福祉部福祉課とします。